

## 3 t 塵芥車製造請負 特記仕様書

この仕様書は3 t 塵芥車製造請負の詳細について定める。

### 1. シャシ部分

- (1) 180 p s 以上のディーゼルエンジンであること。
- (2) 平成28年排出ガス規制に適合していること。
- (3) 4×2 (2WD) であること。
- (4) 乗車定員 3人
- (5) ABS 装備
- (6) パワーステアリング装備
- (7) パワーウインドウ (左・右) 装備
- (8) 坂道発進補助装置を装備すること。
- (9) PCS 誤発進抑制機能を創部すること。

### 2. 車両寸法等 (架装含む)

別紙1 車両寸法等表のとおり

### 3. 架装部分

- (1) 積 載 物 一般塵芥、粗大ごみ
- (2) 積込方式 圧縮板による圧縮及び強制押込み
- (3) 排出方式 排出板による強制押出し
- (4) 容 量 別紙1 車両寸法等表のとおり
- (5) 寸 法 別紙1 車両寸法等表のとおり
- (6) 駆動方式 PTO

### 4. 架装特別仕様

- (1) 操作スイッチは、運転室内及び車両後部に設置し、運転・停止装置等が識別しやすく操作しやすいものであること。
- (2) PTO はスイッチ式操作とし、運転席から操作できること。
- (3) PTO 接続時に、接続スイッチランプを点灯させること。
- (4) 積込作業時に単動と連続の切換スイッチを取付し、それぞれ作動できるようにすること。
- (5) ボデー床板は高張力鋼板 t4.5 とすること。

- (6) サイドパネル下部Rスチフは高張力鋼板 t 3.2 とすること。
- (7) ホッパR板は高張力鋼板 t 8.0 とすること。
- (8) リアフェンダー固定方法は主桁からステー取出しとすること。
- (9) タイヤ灯は左右取付すること。
- (10) 車両後部に LED 作業灯を取付すること。
- (11) テーブルは回転式とし、ロック方式は丸棒タイプ左右で固定できること。
- (12) 積載物の搬出は、運転席から自動で出来ること。
- (13) バックモニターにより運転席内で積込状況を確認できること。
- (14) 運転席内で、車両の全作動を緊急停止（一つの動作で全作動が停止）する機能を有すること。
- (15) 汚水タンクはステンレス製とし、腐食防止対策を施すこと。
- (16) 荷箱とテールゲート間は、パッキン等を用いて汚水漏れの無い構造とすること。
- (17) 投入口扉は、軽量で強固な構造とすること。
- (18) 下記用具を設置すること。
  - ・工具箱
  - ・ほうき、スコップ取付用
  - ・車輪止一対取付用
- (19) LED 作業中看板を車両後方に取付すること。
- (20) テールゲート開閉操作中にブザーが鳴ること。
- (21) バックカメラを設置すること。
- (22) 車両後部中央にハイマウントブレーキランプを取付すること。
- (23) LED バックライトは左右取付すること。
- (24) 後退時及び積込作業時のモニターの視認性を確保すること。
- (25) その他メーカー標準装備品を装備すること。（上記仕様と重複する場合は除く）

## 5. 内装及び外装

- (1) カーエアコンを装備
- (2) AM・FM カーラジオを装備
- (3) シートに透明ビニールカバーを装備
- (4) LED フォグランプを装備
- (5) サンバイザー（運転席・助手席）を装備
- (6) フロアマットを装備
- (7) サイドバイザー（左右）を装備
- (8) サイドミラー（左右）を装備
- (9) バックモニターを装備（後退時・積込作業時）

(10) 付属品

- ・標準工具：1式
- ・消火器 粉末式 ABC・薬剤質量 1.0kg 以上：1個
- ・車輪止：1式
- ・三角表示板：1個
- ・スペアキー：2本

(11) その他は、メーカー標準仕様とする。(上記仕様と重複する場合は除く)

6. タイヤ関係

- (1) スチールラジアルタイヤ (オールシーズンタイヤ) を装備すること。
- (2) スペアタイヤを1本装備すること。(装着タイヤと同サイズのもの)

7. 塗装・文字関係

- (1) 指定色 【後日協議】
- (2) 指定文字記入 色：【後日協議】 字体【後日協議】
  - ・荷箱左右 【後日協議】
  - ・後部扉 【後日協議】
  - ・キャブドア左右 【後日協議】
- (3) シャシ下廻り部分及びポツパ内部に塩害塗装 (アンダーコート) を行うこと。

8. その他

- (1) 本車両の装備品・付属品は全て新規製品とすること。
- (2) 道路運送車両法に基づく新車登録の手続きの代行を行うものとし、その際に発生する諸経費等は、入札金額に含めるものとする。  
ただし、新車に関する「自動車リサイクル料」「自動車損害賠償責任保険料」「自動車重量税」は入札金額に含まず、別途精算するものとする。